

**中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に
基づく大型倒産事業者の債権者の認定について**

経済産業大臣により指定された民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者と取引のある中小企業で、区長の認定を受けた場合に金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。

なお、利用にあたっては金融機関および保証協会の審査があります。

認定の要件

- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- 2 〔法人〕区内に本店登記をしていること。 〔個人〕区内に主たる事業所があること。
- 3 次のいずれかに該当すること。
 - ①申請者が、経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること。
 - ②申請者が、経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して50万未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

* 1 指定事業者は中小企業庁のホームページでご確認ください。

中小企業庁HP http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

必要書類

1	法人／個人	申請書1通
2	法人／個人	再生債権届出書 ※裁判所受付日のあるもの
3	法人／個人	債権額の確認できる書類（手形、売掛金明細等）
4	法人のみ	商業登記簿謄本（発行日から3か月以内の原本）
5	法人	法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書等控一式 ※税務署受付日のあるもの
	個人	確定申告書・青色申告決算書等控一式 ※税務署受付日のあるもの
6	法人	法人実印（訂正印用です）
	個人	事業主の実印（訂正印用です）

留意点

- ・ 認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴求していただくこととなります。
- ・ 特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証の申込みを行うことが必要です。

受付：台東区中小企業振興センター内1階 産業振興課 融資担当 電話 5829-4128